○内閣告示第三号

昭和四十八年内閣告示第二号の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月三十日　内閣総理大臣　菅　直人

本文通則1の例外(3)中の「脅かす（おびやかす）　食らう」を「脅かす（おびやかす）　関わる　食らう」に改め、同文通則3の例外(1)中の「幸せ　互い」を「幸せ　全て　互い」に改め、同文付表の語の1中の「差し支える　五月晴れ　立ち退く」を「差し支える　立ち退く」に、「差し支える（差支える）　五月晴れ（五月晴）　立ち退く（立退く）」を「差し支える（差支える）　立ち退く（立退く）」に改める。

○内閣告示第四号

昭和六十一年内閣告示第一号の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月三十日　内閣総理大臣　菅　直人

本文第1の5中「(抛*)」を「(放)」に改め、同文第2の5(2)中「(固*)」を「(固)」に改め、同文第2の6中「(頬*・杉△)」を「(頬・杉△)」に改める。

○消費者庁及び公正取引委員会告示第四号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、別表の「申請者」欄記載の公正取引協議会の申請に係る同表の「規約」欄記載の規約について別記のとおり一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月三十日　公正取引委員会委員長　竹島　一彦

消費者庁長官　福嶋　浩彦

一　別表の「申請者」欄記載の公正取引協議会の申請に係る同表の「規約」欄記載の規約の一部変更を平成二十二年十一月十五日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

別表の「事業の種類」欄記載のとおり。

三　規約の変更内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

別表の「規約」欄記載の規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、それぞれ不当景品類及び不当表示防止法第十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別表

規約	事業の種類	申請者
五号）（平成二十二年公正取引委員会告示第二十号）	売業、販売及び輸入販製造、ペットフードの	会長　越村　義雄　ペットフード公正取引協議会
正制限に引き関する公正競争規約の一部を変更する規約（平成二十二年公正取引委員会告示第十九号）	売業、販売及び輸入販製造、ペットフードの	会長　越村　義雄　ペットフード公正取引協議会

別記

一　ペットフードの表示に関する公正競争規約（平成三年公正取引委員会告示第二十五号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

(二)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

(三)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（目的）	（目的）
第1条　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第1項の規定に基づき、ペットフードの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	**第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第12条第1項の規定に基づき、ペットフードの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。
（必要な表示事項）	（必要な表示事項）
第4条　事業者は、小売用の容器に入れられ又は包装を施されたペットフードを製造又は販売する場合には、その容器又は包装に、次に掲げる事項を施行規則に定めるところにより、邦文で明りょうに表示しなければならない。	**第4条**　（同左）
(1)　ペットフードの名称	(1)　ドッグフード又はキャットフードである旨
(2)～(4)　（略）	(2)～(4)　（略）
(5)　賞味期限	(5)　賞味期限又は製造年月
(6)～(9)　（略）	(6)～(9)　（略）
（不当表示の禁止）	（不当表示の禁止）
第8条　事業者は、ペットフードの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。	**第8条**　事業者は、ペットフードの取引に関し、次の号に掲げる表示をしてはならない。
(1)～(6)　（略）	(1)～(6)　（略）
(7)　内容物の保護、品質保全又は製造技術上必要な限度を超えて著しく過大な容器包装を用いること。	(7)　内容物の保護、品質保全又は製造技術上必要な限度を超えて著しく過大な容器包装を用いること
(8)　（略）	(8)　（略）
（公正取引協議会の事業）	（公正取引協議会の事業）
第10条　公正取引協議会は次の事業を行う。	**第10条**　（同左）
(1)　この規約の周知徹底に関すること。	(1)　この規約の周知徹底に関すること
(2)　この規約についての相談及び指導に関すること。	(2)　この規約についての相談及び指導に関すること
(3)　この規約の遵守状況の調査に関すること。	(3)　この規約の遵守状況の調査に関すること
(4)　この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。	(4)　この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること
(5)　この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。	(5)　この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること